

# 既存住宅状況調査（インスペクション）勉強会

来年4月から施行される改正宅建業法において、インスペクションの実施の有無を既存住宅の売買時等の重要事項説明の際に説明する必要があるようになります。

それに伴い国土交通省の既存住宅インスペクショ・ガイドラインに基づく既存住宅状況調査技術者という資格ができました。

これまでインスペクションは民間資格であったり、既存住宅現況検査という形で行われていましたが今回の改正宅建業法の重要事項説明に含まれる既存住宅状況調査を行えるのは建築士のみが行える業務となり、建築士の新たな業務として期待をされています。

また、杉並区も推進している住宅困窮者向け空家の利活用施策とも関連して、建築士のビジネスチャンス拡大としリフォーム業務を推進するのに、状況調査の拡大利用が不可欠になります

既存住宅状況調査がどのような物か、取得後リノベーション等の業務にどのように活用できるかなどについて、専門の方をお招きしての勉強会を開きます。

既存住宅状況調査は興味があるがどういうものかわからないという方、これから受けようようしている方、既に取得されている方それぞれに役に立てるような内容の勉強会にしたいと思います。

## 勉強会プログラム

1. 既存住宅状況調査技術者の概要について  
一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会 中村達人
2. 既存住宅かし保険の概要について  
住宅保証機構株式会社 安藤暢朗
3. インスペクションのリフォームへの活用について  
株式会社アルセッド研究所 大倉靖彦
4. ディスカッション  
「インスペクション業務の実際と今後の活用について」

日時：9月26日（火） 19：00～21:00

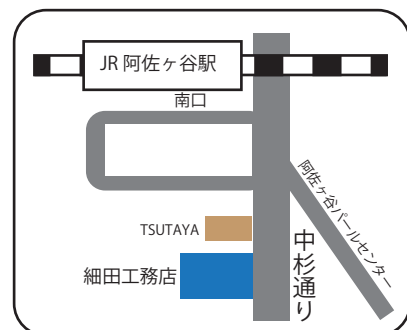
会場：細田工務店 2階会議室

参加費：500円

申し込み：メールにて氏名、所属を記入の上

[event@suginami-kenchikushi.org](mailto:event@suginami-kenchikushi.org)

へお申し込みください



※この勉強会は、登録機関が行う既存住宅状況調査技術者講習会ではありません

既存住宅状況調査技術者として登録されるには、登録機関による講習を修了する必要があります